

埼玉県自転車競技開催業務委託（包括民間委託） 公募要領

I 事業概要

1 趣旨

本県では、民間活力の導入により、売上の向上と競輪開催業務の効率化を図るため、自転車競技法に基づき、平成19年度から車券発売・払戻し、広報・宣伝等の開催業務を5年間の期間を設けて包括的に委託している。

この度、契約期間の満了に伴い、令和4年度から5か年の競輪開催業務の受託事業者を公募し、民間事業者の視点からの創意工夫を生かした斬新な提案を広く求めるものである。

2 委託事業名

埼玉県自転車競技開催業務委託

3 事業の実施場所

(1) 大宮競輪場

ア 所在地 さいたま市大宮区高鼻町4 大宮公園内
イ 場所有者 埼玉県

(2) 西武園競輪場

ア 所在地 所沢市荒幡1215番
イ 場所有者 西武鉄道株式会社

4 包括民間委託にあたっての基本的な考え方

競輪開催業務について、業務全般を包括的に委託することで民間の持つノウハウを積極的に活用し、簡素で効率的な事業運営を実現するとともに、その成果を一定の収益保証として埼玉県に還元するものとする。

5 委託期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）

6 委託対象業務の範囲

競輪開催に関する業務全般のうち、施行者固有事務（自転車競技法施行規則第5条）及び競技実施法人固有事務（自転車競技法施行規則第4条）を除く業務全般とする。

そのうち主な業務は次のとおり。

(1) 大宮競輪場及び西武園競輪場で開催する本場開催及び受託場外発売の運営

ア 車券の発売・払戻
イ 投票関係機器の保守・運用

ウ 投票機器（発売機、払戻機、両用機）の整備

(ア) 整備対象エリア、台数等

現在の投票機器の整備状況（設置場所、設置台数）に準じて、投票機器を整備すること。投票機器の所有者は民間事業者とする。

なお、現在の投票機器の整備状況については、別紙「企画提案における前提条件」を参照すること。さらに詳細な設置状況については、参加申請書提出時に配付する。

(イ) 民間事業者による車券発売体制の企画提案

来場者の利便性に支障をきたさないことを条件として、上記(ア)の設置場所、台数に縛られずに車券発売体制について企画提案ができる。なお、実際の設置場所、台数については、契約締結時の埼玉県と受託事業者との協議において、決定する。

なお、現在の投票関連機器を入れ替える場合は、その変更に伴う投票施設の整備等は民間事業者の負担とする。

エ ウの投票機器以外の投票関係機器の整備

(ア) 埼玉県所有の投票関係機器

埼玉県所有の投票関係機器については、民間事業者への貸与及び使用を認める。ただし、その保守管理、修繕、機器の更新等は、民間事業者の負担とする。

(イ) 令和3年10月1日現在の民間事業者持込みの投票関係機器

令和3年10月1日現在の投票環境を保全又はそれ以上の投票環境を整備する。

オ 映像及び音楽の放送等の実施

カ 場内モニターの整備

(ア) 整備対象エリア、台数等

現在の場内モニターの整備状況（設置場所、設置台数）に準じて、場内モニターを整備すること。モニターの所有者は民間事業者とする。

なお、現在の場内モニターの整備状況については、別紙「企画提案における前提条件」を参照すること。さらに詳細な設置状況については、参加申請書提出時に配付する。

(イ) 民間事業者による映像配信環境の企画提案

来場者の利便性に支障をきたさないことを条件として、上記(ア)の設置場所、台数に縛られずに映像配信環境について企画提案ができる。なお、実際の設置場所、台数については、契約締結時の埼玉県と受託事業者との協議において、決定する。

なお、現在の映像関係機器を入れ替える場合、その負担は民間事業者の負担とする。

キ UPS（無停電電源装置）の保守管理

県が所有している無停電電源装置（大宮：バックスタンド1基、西武園：集計センター前2基）の保守を行うこと。また、必要に応じて随時修繕を行うこと。

ク 来賓の接遇

ケ ファンサービス、イベント、来場者調査等の実施

- コ 売上向上策を検討するための売上分析
- サ 競輪場内外の警備（監視カメラの設置及び保守運用を含む）、清掃
- シ 本場開催に必要な従業員の雇用
- ス 受託場外発売における従業員の編成
- セ 問い合わせやトラブル、苦情に対する初期対応等
- ソ 選手宿舍の管理・運営
- タ 競輪開催期間中の施設・設備の管理
- チ 夜間競輪開催に必要な照明設備の運営
- ツ 競輪開催に必要な資金の輸送及び準備（賞典資金と前期分払戻資金の準備を除く。）
- テ 大宮競輪場における競輪開催時のレース間のバンク清掃
- ト 西武園競輪場における競輪開催時のレース間のバンク清掃
- ナ その他、個別業務実施書に基づき、開催に伴う必要な業務及び各種調整

(2) 非開催時において必要な事務処理、その他の業務

- ア 場外発売に係る他場及び関係機関等との定例軽易な連絡調整
- イ 広報・宣伝
- ウ 各種調査・報告事項の処理
- エ その他、開催前後において必要な業務

(3) 一般管理業務の補助

- ア 県営競技事務所及び当該事務所の運営に必要なエリアの清掃及び鍵の管理
- イ その他県が行う一般管理業務の事務補助等

※ 具体的には、参加申込時に配布する「個別業務実施書」を参照のこと。

7 契約について

委託契約については、基本契約と年次契約とに分けて契約を行う。

(1) 基本契約

- ア 契約締結予定日 令和4年1月以降
- イ 契約期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）
- ウ 主な記載事項
 - ・事業収入、施行者が負担すべき費用の額、施行者収益相当額の定義 など
 - ・契約金額を年次契約書において定めること
 - ・概算払いができること
 - ・制度変更や売上等に大幅な変動が生じた場合の委託料の変更協議
 - ・公金の取扱い範囲の区分

※ 具体的には、別添の「埼玉県自転車競技開催業務委託に関する基本契約書(案)」を参照のこと。

(2) 年次契約

- ア 契約締結予定日 当該年度の前年度の3月下旬
- イ 契約期間 各年度の4月1日から3月31日まで
- ウ 主な記載事項
 - ・概算委託料と支払方法

- ・委託料の精算方法
- ・契約保証金額
- ・開催資金等の取扱

※ 具体的には、別添の「埼玉県自転車競技開催業務委託に関する令和4年度年次契約書(案)」を参照のこと。

II 事業者の選定

1 選定方法及び選定スケジュール

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式を採用し、提出された企画提案書について審査を行い、収益保証条件及び業務遂行の質的な面を総合的に評価のうえ最優秀提案事業者（受託候補事業者）を選定する。

その後、委託契約締結にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補事業者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

なお、受託候補事業者との協議が整わなかったときは、次順位以降の企画提案事業者と順次協議を行い、合意した者と随意契約を締結するものとする。

(2) 選定機関

埼玉県競輪事業検討委員会において、後述の評価基準に基づき審査、選定を行う。

(3) 選定スケジュール

ア 公募要領の配付	令和3年11月1日～令和3年11月19日
イ 参加申請書提出	令和3年11月1日～令和3年11月19日
ウ 現地見学会 ※ 希望者のみ	(大宮競輪場) 令和3年11月 8日 (西武園競輪場) 令和3年11月10日
エ 質問受付期間	令和3年11月15日～令和3年11月22日
オ 質問事項に対する回答	令和3年11月26日
カ 企画提案書の受付	令和3年11月29日～令和3年12月7日
キ 検討委員会の開催 (受託候補事業者選定)	令和3年12月下旬
ク 審査結果の通知	令和3年12月下旬
ケ 提案内容に対する 提案者との協議・調整	令和3年12月下旬～令和4年1月下旬
コ 基本契約の締結	令和4年1月下旬以降

2 応募資格

(1) 資格要件

ア 複数の事業者により構成された共同事業体の参加も認める。

イ 企画提案参加事業者（共同事業体の場合は構成事業者のうち少なくとも1社）は警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく警備業の認定を受けていること。

(2) 応募者の制限

次の事項に該当する事業者は応募できない。契約締結の日までの間に応募者が該当することとなった場合は、当該応募者を失格とする。

ア 自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第3条第2項各号に該当する者

- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
- エ 埼玉県から指名停止措置を受けている法人等
- オ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税等、納付すべき税金を滞納している法人等
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- キ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある法人等
- ク その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

3 評価の基準

以下の視点に基づいて評価を行い、提案事業者を順位付けして最優秀提案事業者（受託候補事業者）を選定する。

(1) 実施計画について

- ア 業務遂行に当たっての基本方針・業務計画
 - ・基本方針は公営競技の目的に沿ったものか
 - ・重点的に取り組む施策等の方向性は適切か
 - ・民間事業者としての積極的な考え方が示されているか など
- イ 運営組織・執行体制のあり方
 - ・安定的かつ円滑な運営ができる組織となっているか
 - ・ミッドナイト競輪などの夜間競輪や特別競輪などについて、十分な運営体制が確保できるか
 - ・発売・払戻所の配置、投票機器等の配置は適切か
 - ・新型コロナウイルス感染症対策を考慮した運営となっているか など
- ウ 業務効率化の考え方
 - ・創意工夫に基づく業務効率化・合理化が講じられているか
 - ・警備、安全面で問題はないか など
- エ ファンサービス向上及び集客・売上向上の考え方
 - ・埼玉県及び公営競技全体の経営分析は適切か
 - ・実現可能性が見込まれる効果的な方策が講じられているか
 - ・競輪事業の現状を踏まえた提案となっているか
 - ・インターネット投票の効果的な売上向上策（特に、CTC（サイクル・テレホン・センター）の売上向上策）が講じられているか
 - ・競輪場内閉鎖部分の有効活用策

- ・競輪場周辺環境への配慮及び活性化 など
- オ 危機管理体制のあり方
- ・法令等遵守、機密保持が考慮されているか
- ・不測の事態に対する措置が考慮されているか など
- カ その他、独自の工夫・特色等

(2) 収益保証の条件について

- ・公営競技の目的にかなう収益が確保されるか
- ・現実的かつ適切な見積に基づく設定であるか など

(3) 総合評価

- ・資力、経験など契約遂行能力の有無
- ・提案内容に対する費用対効果 など

Ⅲ 提案要領

1 提案にあたっての基本的事項

- (1) 提案にあたっての前提条件は別紙のとおりとする。
なお、前提条件は現時点のものであり、制度改正等により変更される可能性がある。
- (2) 説明会参加、企画提案に要する経費は、全て提案者が負担すること。
- (3) 既定概念にとらわれず、民間活力による実行力ある斬新なアイデア・運営方法・手法を取り入れた企画を提案すること。
- (4) 企画提案にあたっては、業務改善や埼玉県の収益保証等について具体的に提案するとともに、安全かつ円滑な開催が行われるよう十分に配慮して提案すること。
- (5) 県から提示する基礎資料の取扱いについては、原則として企画提案書作成に携わる者以外の者が容易に閲覧できないよう配慮するとともに、情報の漏洩が生じないよう厳重に管理すること。
- (6) 提出された企画提案書等は返却しない。

2 企画提案方法

(1) 企画提案書の提出

企画提案書には下記項目についての考え方や提案等を記述すること。

ア 業務遂行にあたっての基本方針・業務実施計画

業務遂行にあたっての基本方針・業務実施計画を記述すること。

なお、基本方針には、インターネット投票の売上増加や入場者の減少傾向が続いている中、売上向上を図るため、特に重点的に取り組む施策、アプローチする客層などを明らかにした上で、その重点的に取り組む施策等に貴社の強みをどのように生かすのか、基本的な考え方を必ず記述すること。

また、業務実施計画には、基本方針に基づき、どのような計画で業務を遂行するか、年度ごとの計画を記載すること。

イ 運営組織・執行体制（夜間競輪、特別競輪）

ウ 業務効率化策

エ ファンサービス向上策

オ 集客・売上向上策（CTC売上向上策は必ず提案すること。）

カ 危機管理体制

キ その他独自の工夫、特色等

ク 埼玉県の収益保証条件

次の2項目について提案すること

- ・本場売上（場内＋電話投票＋依頼場外）及び受託場外売上に対する収益率
- ・施行者収益の最低保証額

ケ 年度別の年間入場見込み・年間売上見込み（令和4年度～8年度）

コ 委託料から支出する経費の積算見込み（ケの売上見込みに基づく令和4年度の委託料で積算）

サ 従業員の雇用計画（本場・引受場外）

シ 会社概要、関連事業実施実績、会社の財務状況を示す次の書面

- ・法人等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（参加申込日前3か月以内に取得したもの）又はこれに準ずる書類
- ・法人等の決算関係書類（過去3か年分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）
- ・法人等の予算関係書類（直近1年分の事業計画書、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）
- ・法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（就業規則、経理規程、給与規程その他法人等の諸規程類）
- ・設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかるもの
- ・法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書（過去3か年分）
- ・役員の名簿及び履歴を記載した書類
- ・類似施設における業務実績を記載した書類（原則として、過去5年間を対象として記載）

3 受託にあたっての留意事項

- (1) 競輪開催時において、委託事務を執行するために必要な場合は、埼玉県は受託事業者が各競輪場内の施設、設備等を利用できるよう調整するものとする。
なお、埼玉県が所有するか賃借している備品を使用する場合は、必ず埼玉県の許可を得るものとする。
- (2) 埼玉県は、関係機関、業者、周辺住民等との調整・交渉等を含め、受託者と協働して競輪開催の実施にあたるものとする。
- (3) 受託者は、自らの判断、創意工夫により最小の経費で最大の効果を上げるよう業務遂行に努めるものとし、一次的対応は全て受託者が処理するものとする。
ただし、不測の事態が生じた場合等は、適宜、施行者（開催執務委員長）と協議しながら業務を遂行するものとする。
- (4) 受託事業者は競輪開催にあたり不測の事態が生じたとき及び第三者に損害を与えたときに、その損害を賠償するための保険の加入など危機管理に必要な措置を講じることとする。
- (5) 受託業務の処理を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。
ただし、受託業務の一部について再委託を行うことを妨げない。
- (6) 受託事業者は受託業務の一部について再委託を行う場合は、再委託先に対する指揮、監督責任を負うものとする。また再委託先について埼玉県と協議を行い、事前に承認を受けることとする。
- (7) 受託事業者は受託業務の実施に当たり、次のとおり県内中小企業者への配慮に留意するものとする。
 - ア 開催業務の一部について再委託を行おうとする場合、県内中小企業者の受注機会の増大に努めること
 - イ 物品の調達等を行おうとする場合、県内中小企業者が製造又は加工した物品の利用の推進に努めること
- (8) 競輪開催業務実施にあたっては、埼玉県に対して上半期及び下半期ごとに開催業務

計画書を提出するとともに、開催後は速やかに業務報告書を提出することとする。

- (9) 周辺の関係する自治会との従前からの取り決めや申し合わせ事項等には、十分配慮のうえ業務を行うこととする。
- (10) 埼玉県としての収入・支出事務については、地方自治法を遵守して処理を行うものとする。
- (11) 修繕の実施、設備の新設及び機械の持ち込みについては、受託者と埼玉県との協議の上、必要がある場合は埼玉県大宮公園事務所（大宮）又は西武鉄道株式会社（西武園）へ申請することとする。
- (12) 制度改正のほか、埼玉県の経営努力等により施行者が負担すべき費用が削減された場合、当該削減相当額は支出がなされたものとみなし、埼玉県の収益とすることを原則とする。但し、受託者からの申し出により、埼玉県との協議の上、別に取り扱いを定めることも可能とする。
- (13) 受託者の都合により、契約解除又は契約不履行が生じた場合は、埼玉県が損害を受けることが無いよう、受託者が賠償の責を負うものとする。
- (14) その他、予定外の事項が生じた場合には、埼玉県と受託者で協議を行うものとする。

IV 公募期間及び応募方法

1 公募期間 令和3年11月1日(月)から令和3年12月7日(火)

2 参加申込

(1) 参加申請書類の提出

提案競技に参加する者は、次の期間中に次に挙げる申請書類を提出すること（別添の様式を使用すること）。

提出期間 令和3年11月1日(月)から令和3年11月19日(金)

(電子メール・FAX可)

提出書類 「埼玉県自転車競技開催業務委託公募型プロポーザル参加申請書」
(様式1)

「誓約書」(様式2)

「事業者情報カード」(様式3)

「共同事業体構成表」(様式4)

「警備業の認定証」(写し)

(2) 基礎資料の配付

企画提案書作成の基礎資料については参加申請書提出時に配付する。

郵送、電子メール又はFAXにより参加申請書を提出した場合は、後日県営競技事務所に来所のうえ受領すること。(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで)

(3) 現地見学会

以下の日程で希望者に対して、現地見学会を実施する。

なお、現地見学会では、公募に関する説明や質疑応答はせず、場内各施設等の見学のみ実施する。

ア 大宮競輪場 令和3年11月8日(月) ※時間は別途個別に指定する

イ 西武園競輪場 令和3年11月10日(水) ※時間は別途個別に指定する

※ 現地見学を希望する者は、別添の「現地見学会参加申込書」(様式5)により、令和3年11月4日(木)正午までに電子メール(p3845202@pref.saitama.lg.jp)で申し込むこと。受理次第、集合場所及び時間を電子メールにて個別に連絡する。

(4) 参加申込の辞退について

参加申請書提出後に辞退する場合、別添の「埼玉県自転車競技開催業務委託公募型プロポーザル参加辞退届」(様式6)を速やかに提出すること。なお、この場合には県が提供した基礎資料も併せて返却すること。

3 企画提案に関する質問事項について

- 質問期間 令和3年11月15日(月)から令和3年11月22日(月)まで
※「質問書」(様式7)により電子メール(p3845202@pref.saitama.lg.jp)で送信すること
- 回 答 令和3年11月26日(金)
※参加申込者全員に電子メールで送信する

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類

「埼玉県自転車競技開催業務委託企画提案書」

(2) 提出先

埼玉県県営競技事務所
〒330-0803 さいたま市大宮区高鼻町4 大宮双輪場内
電 話 : 048-871-7065 F A X : 048-642-0033
電子メール : p3845202@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出方法

持参の場合 令和3年11月29日(月)から12月7日(火)まで
各日とも午前9時から午後5時まで

郵送の場合 令和3年12月7日(火) 午後5時必着

(4) 提出部数

書式は特に指定されたものを除き、原則としてA4判(縦・横いずれも可)とする。
なお、提出部数は15部とする。

(5) その他

企画提案書提出に併せて、電子データを電子メール(p3845202@pref.saitama.lg.jp)で提出すること。

企画提案における前提条件

1 開催回数

本件企画提案においては、次の開催日数を前提として提案を行うこと。

- (1) 大宮競輪場 ・本場開催 12開催 49日間
 (GⅢ 4日、FⅠ 18日、
 FⅡ(昼間) 9日、FⅡ(モーニング) 6日
 FⅡ(モーニング7) 12日)
 ・受託場外279日間(うち併売37日)
- (2) 西武園競輪場 ・本場開催 12開催 67日間
 (GⅢ 4日
 FⅠ(昼間) 12日、FⅠ(ナイター) 6日
 FⅡ(ナイター) 6日、FⅡ(ミッドナイト) 24日
 FⅡ(モーニング) 3日、FⅡ(モーニング7) 12日)
 ・受託場外180日間(うち併売39日)

令和4年度、西武園競輪場では、GⅢに代わりGⅠ(オールスター競輪)を開催する。
 なお、全国調整の結果、開催数に変動する可能性もある。

2 JKA交付金等の制度に基づく支出について

払戻金をはじめ、JKA交付金、地方公共団体金融機構納付金等の法制度等に基づく支出については、支出の当該年度の制度に基づいて算出することとする。

3 窓口等の従業員について

窓口等で業務に従事する従業員については、受託事業者が採用すること。

なお、従業員を採用する際は、地域における安定した雇用の維持・確保の観点から、現在の受託事業者の従業員のうち、受託後も採用を希望する者の採用に可能な限り配慮すること。

4 投票機器について

投票機器については、受託事業者の責任において設置すること。

また、投票業務においては、お客様エリアにおける投票機器及び投票センターエリアにおけるシステム機器について一定の保守経験、障害対応実績がある者を必ず各場内に1名以上配置すること。(5年以上の経験・実績を有することが望ましい)

5 埼玉県収益保証条件について

各年度の本場開催の車券売上額(本場発売+依頼場外発売+電話投票)及び受託場外開催の車券売上額に適用する。

- (1) 本場開催の車券売上額に対する収益率(0.7%以上で提案すること)
- (2) 受託場外開催の車券売上額に対する収益率
- (3) 最低保証額(2億円以上で提案すること)

を提案すること。

また、特別競輪の実施など急激な売上金額の増が見込まれる場合は、別途埼玉県と十分協議し、上記(1)の収益率の上乗せについて検討を行うこととする。

なお、上記の条件によらない提案を行うこともできるが、その場合でも上記条件による提案は必ず行うこと。

6 大宮競輪場及び西武園競輪場の使用料の取り扱い

委託料の計算に当たっては、県が支払う全ての使用料を施行者が負担すべき費用の額として算入する。

また、西武園競輪場については、県と西武鉄道株式会社とで締結する「西武園競輪場賃貸借契約書」に基づき、開催ごとに算定される使用料の合計が最低保証賃借料を下回る場合は、その差額についても、県が支払う全ての使用料として取り扱うこととする。

7 委託料の支払について

委託料の支払い方法は、契約金額を12回に分割し、毎月の請求に基づく月1回の概算払いとする。

8 事業収入、施行者が負担すべき費用の額、施行者収益の定義について

各事項の定義については、別添の「埼玉県自転車競技開催業務委託に関する基本契約書(案)」を参照のこと。

9 委託料の試算額

委託金額は、事業収入から施行者が負担すべき費用の額及び施行者収益に相当する額を控除した額とする。

提案時には、令和4年度の試算額を示すこと。

10 埼玉県職員人件費、事務所運営費の取り扱い

県営競技事務所職員の人件費及び事務所運営費は、「施行者が負担すべき費用の額」として収益保証とは別に埼玉県に留保するものであること。

なお、上記の金額は125,000千円とする。

11 常設の事務局の設置

包括民間委託を円滑・確実に実施するため、常設の運営組織（受託者事務局）を大宮双輪場内の指定場所又は県営競技事務所の最寄りに設置すること。

12 消費税の取り扱い

消費税法改正により、税率が変更となった場合、その取扱いは埼玉県と協議の上、定めることとする。

13 新紙幣（硬貨）への対応について

契約期間中に新紙幣（硬貨）が発行された場合の投票機器、紙幣（硬貨）計数機等に要する経費は、受託者の負担とする。

14 開催業務の一部が実施できなくなった場合について

埼玉県の都合により、事業を実施する2競輪場のうち、ひとつの競輪場が廃止、又は一部施設を閉鎖するなど、開催業務の一部が実施できなくなった場合、廃止（閉鎖）する競輪場（施設）の運営のために新たに整備した機器類の減価償却相当費等のうち、埼玉県と受託事業者の協議の上、必要と認められる経費を埼玉県から支払う。

15 着順表示について

現行の確定表示盤を使用する他、埼玉県と協議の上、認められた代替手段により表示することも差し支えない。

16 業務運用

個々の業務の業者選定、発売体制等は受託者の企画によること。

14 投票機器の整備（公募要領6（1）ウ（ア）参照）

（1）大宮競輪場

指定の投票エリア		台数				
		自動窓口			有人窓口	計
		発売機	払戻機	両用機	両用機	
1号スタンド	5階			2台	1台	3台
2号スタンド	2階	8台		4台	1台	13台
	3階			2台	1台	5台
	4階	8台		4台	1台	13台
4号スタンド	4A	2台		4台	3台	9台
サービスセンター	8A	21台		8台	2台	31台
前売投票所		1台	1台	2台	1台	5台
計		40台	1台	26台	10台	77台

※なお、来賓を招待するGⅠ～GⅢレースを本場開催する場合には、別途1号スタンド4階に、有人窓口用両用機を臨時に1台整備すること。

（2）西武園競輪場

指定の投票エリア		台数				
		自動窓口			有人窓口	計
		発売機	払戻機	両用機	両用機	
サイクルシアター		11台		7台	1台	19台
特別観覧席	1A	10台		5台	1台	16台
	1B			4台		4台
ロイヤルルーム				2台	2台	4台
第1・第2コーナースタンド	5B			8台	3台	11台
	6B	12台				12台
クイーンルーム東				2台	1台	3台
クイーンルーム西				2台	1台	3台
非開催払投票所			1台		1台	2台
計		33台	1台	30台	10台	74台

15 モニターの整備（公募要領6（1）カ（ア）参照）

（1）大宮競輪場

エリア	台数				計
	20～30 型 未満	30～40 型 未満	40～50 型 未満	50 型以上	
1号スタンド	10台		11台		21台
2号スタンド	41台	1台	13台	13台	68台
3号スタンド		4台			4台
4号スタンド	14台	9台			23台
サービスセンター			23台	23台	46台
管理棟・宿泊棟	1台	9台			10台
計	66台	23台	47台	36台	172台

（2）西武園競輪場（「CS」はコーナースタンドの略）

エリア	台数				計
	20～30 型 未満	30～40 型 未満	40～50 型 未満	50 型以上	
第1CS	16台			2台	18台
第2CS	28台		5台		33台
バックスタンド	4台	14台	25台	2台	45台
第4CS					
メインスタンド	55台	10台	14台	16台	95台
サイクルシアター		9台	4台	5台	18台
宿泊棟	2台	10台			12台
計	105台	43台	48台	25台	221台

※なお、GⅠ～GⅢを本場開催する場合、または場外発売において混雑が予想される場合（GP発売時）には、埼玉県と協議の上、第4CSの第1TVルームに、モニターを臨時に整備すること。設置台数、サイズについては、現在の設置数等を参考に、埼玉県と協議の上、決定することとする。

（現在の設置数等：26型 30台、32型 2台）